

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成31年2月8日
- 【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
(2, Rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Conservative Type
- Wealth Core Portfolio Growth Type)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。
プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,074億円）を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,074億円）を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=107.37円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月8日以降、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア債券ファンドのすべての受益証券、およびウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て承継機能付受益証券とのスイッチングが可能となったことに伴い、2018年5月16日に提出した有価証券届出書（2018年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）に記載の表現等を一部更新するため、また、その他の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（注）下線および傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額

<訂正前>

（前略）

（ ）コンサバティブ型

コンサバティブ型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の下で変動資本を有する投資法人としての適格性を有する公開有限責任会社として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.（以下「投資先投資法人」という。）のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^{（注）}（以下「コンサバティブ型投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。コンサバティブ型投資先ファンドの投資目的は、債券に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

（ ）グロース型

グロース型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、投資先投資法人のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{（注）}（以下「グロース型投資先ファンド」といい、コンサバティブ型投資先ファンドとグロース型投資先ファンドを個別にまたは総称して「投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。グロース型投資先ファンドの投資目的は、株式に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

（注）ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオは、それぞれゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに名称変更することが企図されている。ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認を条件として、2018年12月頃に変更の効力が発生する予定である旨の報告を投資先ファンドから管理会社を受けている。以下同じ。

<訂正後>

（前略）

（ ）コンサバティブ型

コンサバティブ型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の下で変動資本を有する投資法人としての適格性を有する公開有限責任会社として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.（以下「投資先投資法人」という。）のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^{（注）}（以下「コンサバティブ型投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。コンサバティブ型投資先ファンドの投資目的は、債券に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

（ ）グロース型

グロース型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、投資先投資法人のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{（注）}（以下「グロース型投資先ファンド」といい、コンサバティブ型投資先ファンドとグロース型投資先ファンドを個別にまたは総称して「投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。グロース型投資先ファンドの投資目的は、株式に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

（注）ゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオは、2018年12月28日付でそれぞれゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに名称変更した。以下同じ。

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

（八）資本金の額

<訂正前>

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,020万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,535円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.73円）による。

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,946万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,569円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）による。

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

コンサバティブ型およびグロース型のそれぞれの米ドル建て受益証券と円建て（ヘッジあり）受益証券は、各サブ・ファンド内および各サブ・ファンドの受益証券、また、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券または円建て（ヘッジあり）受益

証券、ならびにウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の米ドル建て受益証券とのスイッチングを行うことができる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

（中略）

サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドの運用は、投資先ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ/グロース・ポートフォリオ）への投資を通じて行う。

各投資先ファンドは、投資可能証券等に投資することにより、利息・配当等収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなるトータル・リターンを獲得することを目指す。

- コンサバティブ型投資先ファンドは、債券に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。
- グロース型投資先ファンドは、株式に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。

（中略）

4つの受益証券から選択可能

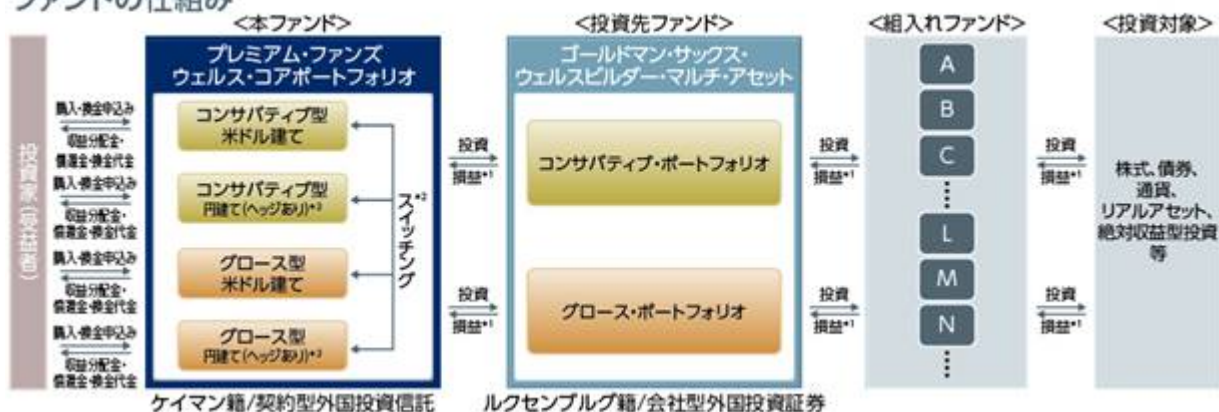
リスク水準の異なる米ドル建て、円建て（ヘッジあり）の4つの受益証券をご用意

- コンサバティブ型-米ドル建て受益証券
- グロース型-米ドル建て受益証券
- コンサバティブ型-円建て（ヘッジあり）受益証券
- グロース型-円建て（ヘッジあり）受益証券

円建て（ヘッジあり）受益証券は、原則として、米ドル建て投資先ファンドへの投資部分に対して円ヘッジを行うことにより、米ドルと円との為替変動による影響を抑えるが、当該為替変動による影響を完全に排除できるものではない。さらに、投資先ファンドでは、米ドル建て以外の資産にも投資するので、円建て（ヘッジあり）受益証券において、米ドルとその他の通貨との為替変動による影響を受け、かかる為替変動は米ドルと円との為替変動よりも大きくなる可能性がある。

（中略）

ファンドの仕組み



* 1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

* 2 コンサバティブ型 - 米ドル建て、コンサバティブ型 - 円建て（ヘッジあり）、グロース型 - 米ドル建て、グロース型 - 円建て（ヘッジあり）の間でスイッチングを行うことができる。コンサバティブ型・グロース型間の同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

コンサバティブ型およびグロース型のそれぞれの米ドル建て受益証券と円建て（ヘッジあり）受益証券は、各サブ・ファンド内の受益証券間および各サブ・ファンドの受益証券間（コンサバティブ型米ドル建て承継機能付受益証券を含む）、また、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンド、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型ならびにグローバル・コア債券ファンドのあらゆるクラスの受益証券とのスイッチングを行うことができる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

(中略)

サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドの運用は、投資先ファンド(ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサパティブ/グロース・ポートフォリオ)への投資を通じて行う。

各投資先ファンドは、投資可能証券等に投資することにより、利息・配当等収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することを目指す。

- コンサパティブ型投資先ファンドは、債券に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。
- グロース型投資先ファンドは、株式に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。

(中略)

4つの受益証券から選択可能

リスク水準の異なる米ドル建て、円建て(ヘッジあり)の4つの受益証券をご用意

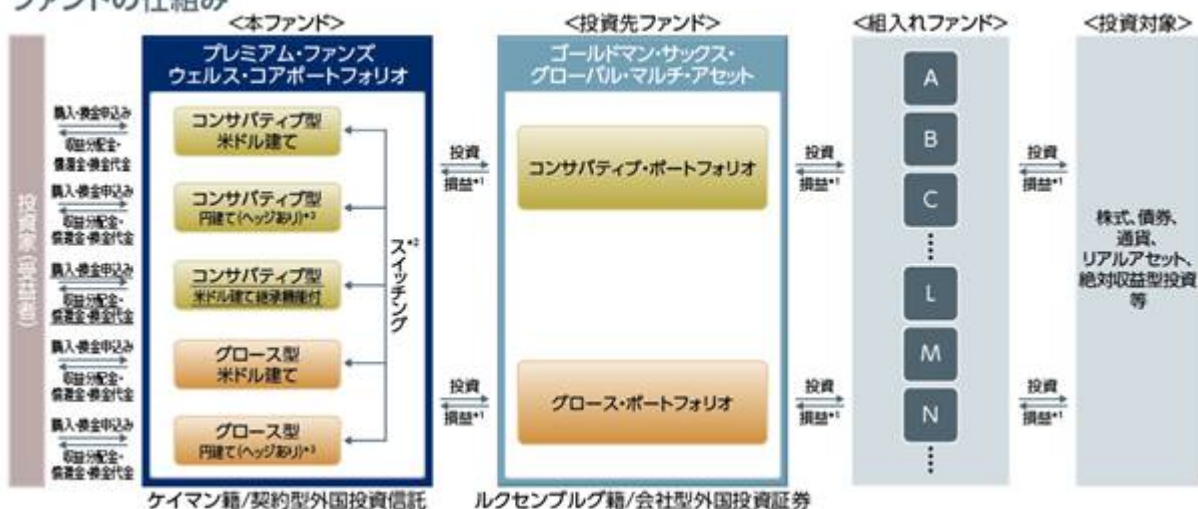
- コンサパティブ型-米ドル建て受益証券*
- グロース型-米ドル建て受益証券
- コンサパティブ型-円建て(ヘッジあり)受益証券*
- グロース型-円建て(ヘッジあり)受益証券

円建て(ヘッジあり)受益証券は、原則として、米ドル建て投資先ファンドへの投資部分に対して円ヘッジを行うことにより、米ドルと円の為替変動による影響を抑えるが、当該為替変動による影響を完全に排除できるものではない。さらに、投資先ファンドでは、米ドル建て以外の資産にも投資するので、円建て(ヘッジあり)受益証券において、米ドルとその他の通貨との為替変動による影響を受け、かかる為替変動は米ドルと円の為替変動よりも大きくなる可能性がある。

※コンサパティブ型は、米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券以外に、米ドル建て承継機能付受益証券を発行している。

(中略)

ファンドの仕組み



* 1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

* 2 コンサパティブ型 - 米ドル建て、コンサパティブ型 - 円建て(ヘッジあり)、グロース型 - 米ドル建て、グロース型 - 円建て(ヘッジあり)の間でスイッチングを行うことができる。また、コンサパティブ型米ドル建て承継機能付受益証券とのスイッチングも可能である。

(後略)

3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

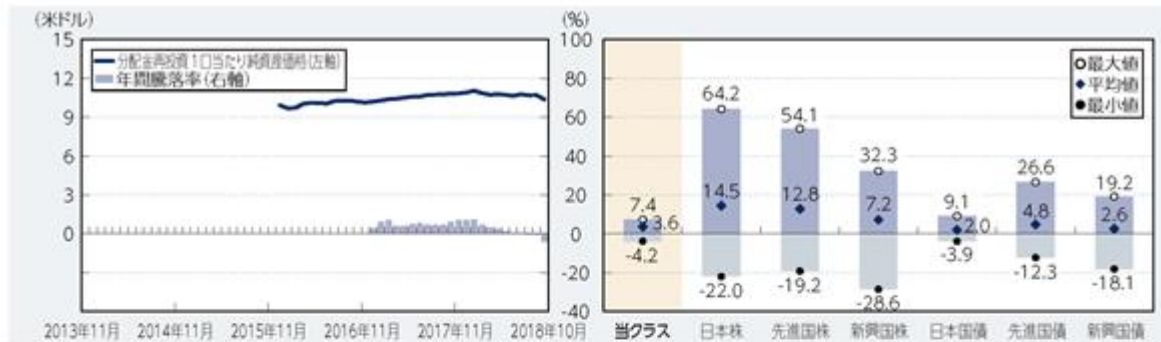
各クラス受益証券の分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年11月～2018年10月の5年間における各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。（ただし、各サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は2015年12月4日から、円建て（ヘッジあり）受益証券は2016年5月11日から運用を開始したため、米ドル建て受益証券については2016年11月以前の年間騰落率および2015年12月3日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格、ならびに円建て受益証券については2017年4月以前の年間騰落率および2016年5月10日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されない。）

<コンサパティブ型-米ドル建て>

(2013年11月～2018年10月)



<コンサパティブ型-円建て(ヘッジあり)>

(2013年11月～2018年10月)



<グロース型-米ドル建て>

(2013年11月～2018年10月)



<グロース型-円建て(ヘッジあり)>

(2013年11月~2018年10月)



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各クラス受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- ・各クラス受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。)設定から1年未満の時点では算出されない。
- ・各クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル建て受益証券については、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。)
- ・各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、各クラス受益証券と代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なる。
- ・サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株..... T O P I X (配当込み)
- 先進国株..... ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
- 新興国株..... S & P新興国総合指数
- 日本国債..... B B GパークレイズE 1年超日本国債指数
- 先進国債..... F T S E世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債..... F T S E新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS & P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

T O P I X (東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

F T S E世界国債インデックスおよびF T S E新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 手数料等及び税金

(3) スイッチング手数料

< 訂正前 >

海外におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1.08%（税抜1.00%）が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

スイッチング手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびにスイッチングに関する事務手続の対価である。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

< 訂正後 >

海外におけるスイッチング手数料

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が賦課される。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

(注) 受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

日本におけるスイッチング手数料

スイッチング手数料は、課せられない。

(6) 課税上の取扱い

日本

< 訂正前 >

2018年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

< 訂正後 >

2018年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

5 運用状況

「(1)投資状況」「(2)投資資産」および「(3)運用実績 純資産の推移」については、以下の内容に更新されます。

(1)投資状況

資産別および地域別の投資状況

()ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	588,571,980.31	99.69
現金その他の資産(負債控除後)		1,845,906.31	0.31
合計 (純資産価額)		590,417,886.62 (約66,871百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.26円)による。以下、「5 運用状況」において同じ。

()ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	342,030,324.42	99.68
現金その他の資産(負債控除後)		1,101,848.35	0.32
合計 (純資産価額)		343,132,172.77 (約38,863百万円)	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年10月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolio I USD Acc (注)	ルクセンブルグ	投資法人	5,416,140.428	107.53	582,379,451.08	108.67	588,571,980.31	99.69

(注) Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolioは、2018年12月28日付でGoldman Sachs GlobalMulti - Asset Conservative Portfolioに名称変更された。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年10月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolio I USD Acc (注)	ルクセンブルグ	投資法人	2,969,270.982	114.14	338,909,230.76	115.19	342,030,324.42	99.68

(注) Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolioは、2018年12月28日付でGoldman Sachs Global Multi - Asset Growth Portfolioに名称変更された。

投資不動産物件(2018年10月末日現在)

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの(2018年10月末日現在)

該当事項なし。

(3) 運用実績

純資産の推移

下記計算期間末および2018年10月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
第1計算期間末 (2016年11月末日)	299,172,416.09	33,884,268	米ドル建て	10.13米ドル	1,147円
			円建て(ヘッジあり)	995円	-
第2計算期間末 (2017年11月末日)	672,283,490.10	76,142,828	米ドル建て	10.83米ドル	1,227円
			円建て(ヘッジあり)	1,042円	-
2017年11月末日	672,283,490.10	76,142,828	米ドル建て	10.83米ドル	1,227円
			円建て(ヘッジあり)	1,042円	-
12月末日	705,863,964.12	79,946,153	米ドル建て	10.90米ドル	1,235円
			円建て(ヘッジあり)	1,046円	-
2018年1月末日	733,612,581.08	83,088,961	米ドル建て	11.04米ドル	1,250円
			円建て(ヘッジあり)	1,058円	-
2月末日	735,040,350.38	83,250,670	米ドル建て	10.85米ドル	1,229円
			円建て(ヘッジあり)	1,038円	-
3月末日	744,257,251.28	84,294,576	米ドル建て	10.73米ドル	1,215円
			円建て(ヘッジあり)	1,023円	-
4月末日	740,467,707.57	83,865,373	米ドル建て	10.76米ドル	1,219円
			円建て(ヘッジあり)	1,024円	-
5月末日	716,208,328.69	81,117,755	米ドル建て	10.73米ドル	1,215円
			円建て(ヘッジあり)	1,018円	-
6月末日	687,132,264.37	77,824,600	米ドル建て	10.64米ドル	1,205円
			円建て(ヘッジあり)	1,007円	-
7月末日	675,476,665.62	76,504,487	米ドル建て	10.76米ドル	1,219円
			円建て(ヘッジあり)	1,016円	-
8月末日	646,700,229.72	73,245,268	米ドル建て	10.69米ドル	1,211円
			円建て(ヘッジあり)	1,008円	-
9月末日	625,665,943.41	70,862,925	米ドル建て	10.70米ドル	1,212円
			円建て(ヘッジあり)	1,006円	-
10月末日	590,417,886.62	66,870,730	米ドル建て	10.37米ドル	1,175円
			円建て(ヘッジあり)	973円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

コンサバティブ型-米ドル建て
(2015年12月4日(運用開始日)~2018年10月末日)



コンサバティブ型-円建て(ヘッジあり)
(2016年5月11日(運用開始日)~2018年10月末日)



（注）上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
第1計算期間末 (2016年11月末日)	79,007,662.67	8,948,408	米ドル建て	10.21米ドル	1,156円
			円建て(ヘッジあり)	1,022円	-
第2計算期間末 (2017年11月末日)	330,164,524.12	37,394,434	米ドル建て	11.79米ドル	1,335円
			円建て(ヘッジあり)	1,158円	-
2017年11月末日	330,164,524.12	37,394,434	米ドル建て	11.79米ドル	1,335円
			円建て(ヘッジあり)	1,158円	-
12月末日	361,982,779.39	40,998,170	米ドル建て	11.98米ドル	1,357円
			円建て(ヘッジあり)	1,172円	-
2018年1月末日	395,701,841.95	44,817,191	米ドル建て	12.41米ドル	1,406円
			円建て(ヘッジあり)	1,212円	-
2月末日	390,255,598.91	44,200,349	米ドル建て	12.01米ドル	1,360円
			円建て(ヘッジあり)	1,172円	-
3月末日	393,326,370.87	44,548,145	米ドル建て	11.72米ドル	1,327円
			円建て(ヘッジあり)	1,140円	-
4月末日	395,156,362.40	44,755,410	米ドル建て	11.86米ドル	1,343円
			円建て(ヘッジあり)	1,151円	-
5月末日	393,957,819.87	44,619,663	米ドル建て	11.85米ドル	1,342円
			円建て(ヘッジあり)	1,148円	-
6月末日	383,837,322.63	43,473,415	米ドル建て	11.70米ドル	1,325円
			円建て(ヘッジあり)	1,131円	-
7月末日	387,240,998.07	43,858,915	米ドル建て	11.92米ドル	1,350円
			円建て(ヘッジあり)	1,150円	-
8月末日	379,444,376.14	42,975,870	米ドル建て	11.89米ドル	1,347円
			円建て(ヘッジあり)	1,144円	-
9月末日	372,300,636.47	42,166,770	米ドル建て	11.90米ドル	1,348円
			円建て(ヘッジあり)	1,143円	-
10月末日	343,132,172.77	38,863,150	米ドル建て	11.16米ドル	1,264円
			円建て(ヘッジあり)	1,069円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

グロース型-米ドル建て

(2015年12月4日(運用開始日)～2018年10月末日)



グロース型-円建て(ヘッジあり)

(2016年5月11日(運用開始日)～2018年10月末日)



「(3)運用実績 収益率の推移」については、以下の内容が追加されます。

各サブ・ファンドの2018年10月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

受益証券の種類	収益率 ^(注)
米ドル建てクラス受益証券	- 4.16%
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	- 6.71%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年10月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2017年10月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

受益証券の種類	収益率 ^(注)
米ドル建てクラス受益証券	- 4.78%
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	- 7.20%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年10月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

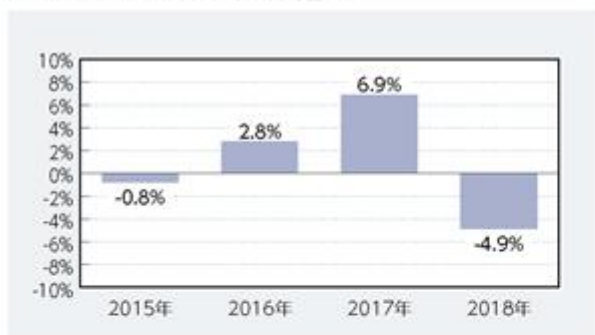
b = 2017年10月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

「＜参考情報＞」については、以下の内容に更新されます。

< 参考情報 >

収益率の推移

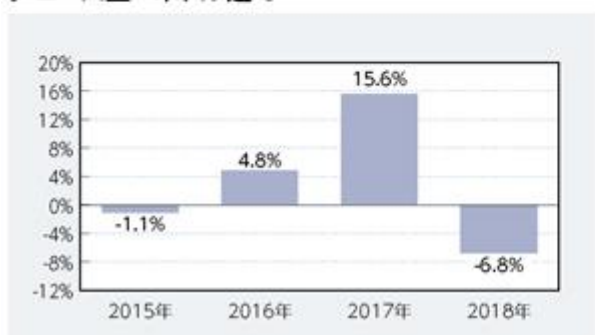
コンサパティブ型－米ドル建て



コンサパティブ型－円建て（ヘッジあり）



グロース型－米ドル建て



グロース型－円建て（ヘッジあり）



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年10月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配額の額）（ただし、米ドル建て受益証券については2015年の場合、および円建て（ヘッジあり）受益証券については2016年の場合、当初募集価格である10米ドルまたは1,000円）

(注2) 米ドル受益証券については、2015年は2015年12月4日（運用開始日）から同年12月末日までの、2018年は2018年1月1日から同年10月末日までの収益率を表示している。円建て（ヘッジあり）受益証券については、2016年は2016年5月11日（運用開始日）から同年12月末日までの、2018年は2018年1月1日から同年10月末日までの収益率を表示している。

「（４）販売及び買戻しの実績」については、以下の内容が追加されます。

各サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年10月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年11月1日 ～2018年10月末日	22,774,245.746 (22,774,245.746)	25,477,373.725 (25,477,373.725)	50,325,637.757 (50,325,637.757)

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年11月1日 ～2018年10月末日	4,549,725.646 (4,549,725.646)	5,386,347.039 (5,386,347.039)	7,931,477.181 (7,931,477.181)

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年11月1日 ～2018年10月末日	17,799,814.991 (17,799,814.991)	11,930,483.738 (11,930,483.738)	26,932,286.319 (26,932,286.319)

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年11月1日 ～2018年10月末日	3,488,775.331 (3,488,775.331)	3,198,639.590 (3,198,639.590)	4,501,767.878 (4,501,767.878)

第2 管理及び運営

3 スイッチング手続等

<訂正前>

(1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グローブ型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンドおよびプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、スイッチング先サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券または円建て（ヘッジあり）クラス受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元サブ・ファンドの買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元サブ・ファンドにかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格

NAV 2 : スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストとの間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元サブ・ファンド受益証券の全部または一部がスイッチング先サブ・ファンドの受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times \text{NAV} 1 \times C}{\text{NAV} 2} \quad \text{〔注1〕〔注2〕}$$

A : スイッチング後のスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。

B : スイッチング前のスイッチング元サブ・ファンドの受益証券の口数（0.001口単位）

C : スイッチング元サブ・ファンドにかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）

NAV 1 : スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格

NAV 2 : スイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日（スイッチング元サブ・ファンドの買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元サブ・ファンドの適用ある買戻日からスイッチング先サブ・ファンドの適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

（注1）異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

（注2）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

スイッチング先サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券または円建て（ヘッジあり）クラス受益証券とのスイッチングを行うことができる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストとの間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「（1）海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

<訂正後>

（1）海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グローブ型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびプレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）にかかる信託証券補遺または英文目論見書に定められているスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および/または円建て（ヘッジあり）クラス受益証券（以下それぞれ「スイッチング元クラス受益証券」という。）の全部または一部を、（ i ）サブ・ファンドの他のクラス受益証券、または、（ ）スイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券（以下「スイッチング先クラス受益証券」という。）にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元クラス受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラス受益証券の買戻の受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング通知を受領した日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および/または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元クラス受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2}$$

- A : スwitching後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スwitching前のスイッチング元クラス受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スwitching元クラス受益証券にかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スwitching元クラス受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格

NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元クラス受益証券の買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元クラス受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラス受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元クラス受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{〔注1〕〔注2〕}$$

A : スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。

B : スイッチング前のスイッチング元クラス受益証券の口数（0.001口単位）

C : スイッチング元クラス受益証券にかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）

NAV 1 : スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格

NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日(スイッチング元クラス受益証券の買戻しの日本における受渡日以降(受渡日を含む。))の最初の適用ある発行日)におけるスイッチング先クラス受益証券1口当たり純資産価格(申込手数料を含まない。)。ただし、スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

(注1) スイッチング手数料は課せられない。

(注2) 当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

各サブ・ファンド内の受益証券間および各サブ・ファンドの受益証券(コンサバティブ型米ドル建て承継機能付受益証券を含む。)間、およびスイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる。スイッチングは、手数料なしで行うことができる。スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「(1) 海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

第3 ファンドの経理状況

1 財務書類

スイッチング先サブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドおよびウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の経理状況

<訂正前>

(前略)

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 107.37円

<訂正後>

(前略)

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 107.37円

(注) 新たにスイッチング先サブ・ファンドとなるグローバル・コア債券ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、グローバル・コア債券ファンドの運用開始(設定日)は2019年2月8日であり、2019年2月8日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

スイッチング先サブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドおよびウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の経理状況

(前略)

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 108.70円

<訂正後>

(前略)

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 108.70円

(注)新たにスイッチング先サブ・ファンドとなるグローバル・コア債券ファンドの経理状況

サブ・ファンドは、グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券とのスイッチングも行うことができる。ただし、グローバル・コア債券ファンドの運用開始(設定日)は2019年2月8日であり、2019年2月8日現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,020万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,535円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 126.73円)による。

(後略)

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,946万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,569円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 128.43円)による。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2018年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年5月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： <u>3,804,951,959</u> 米ドル ユーロ建て： <u>7,872,188</u> ユーロ 日本円建て： <u>1,204,266,788,559</u> 円 豪ドル建て： <u>1,765,772,461</u> 豪ドル ニュージーランド・ドル建て： <u>551,424,330</u> ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： <u>61,156,634</u> カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

<訂正後>

(前略)

2018年10月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年10月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： <u>3,494,511,605</u> 米ドル ユーロ建て： <u>7,369,757</u> ユーロ 日本円建て： <u>1,068,680,440,209</u> 円 豪ドル建て： <u>1,863,864,999</u> 豪ドル ニュージーランド・ドル建て： <u>672,886,254</u> ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： <u>60,362,377</u> カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

別紙 B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -
 ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサパティブ・ポートフォリオ^{*}
 （コンサパティブ型投資先ファンド）
 ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{*}
 （グロース型投資先ファンド）

*管理会社は、投資運用会社から、投資先ファンドの監督当局であるルクセンブルグの金融監督委員会（「CSSF」）による各投資先ファンドの更新目論見書の承認を条件として、2018年12月頃に、コンサパティブ型投資先ファンドの名称をゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサパティブ・ポートフォリオに、グロース型投資先ファンドの名称をゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに変更する予定である旨の報告を受けている。

（中略）

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通常の市場環境下において、各投資先ファンドは、資産（現金および現金同等物を除く。）の3分の2以上を株式と株式関連譲渡可能証券、債券、投資可能ファンドおよび金融デリバティブ商品に投資する。</u> ・ 株式と株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式引受権証券等、および預託証書（ADR、EDR、GDR）が含まれる。 ・ 債券には、固定金利債・変動金利債、優先社債・劣後社債、モーゲージ証券、アセットバック証券、CDO、CLO、マネーマーケット商品、国債・エージェンシー債、転換社債、優先株式、レポが含まれる。 ・ 各投資先ファンドは、スワップ（株式スワップ、金利スワップ、CDS、ならびにトータル・リターン・スワップを含む。）、先物・オプション（株式や株式市場、金利、クレジットならびに通貨に関するもの）、為替予約、レポを含みますがこれらに限られないデリバティブ取引を行うことがある。 ・ 投資先ファンドの投資方針または投資可能ファンドの投資方針の一環として、また投資可能ファンドの一部として株式や債券やその他の市場への投資媒体として投資可能ファンドを保有することがある。 ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。 ・ 投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。
------	---

管理会社は、投資運用会社から、下記<抜粋>に詳述するように、投資先ファンドの監督当局であるCSSFによる各投資先ファンドの新規目論見書の承認を条件として、2018年12月頃、投資先ファンドの投資方針を変更する旨の報告を受けている。<抜粋>の文言は、投資運用会社から提供されたものであり、CSSFの承認を条件としている。本抜粋で使用される用語は、投資先ファンドの英文目論見書において与えられた意味を有する。なお、今回の改定により変更される部分には、下線を付す。

<抜粋>

投資先ファンドは、通常の場合において、その純資産の少なくとも3分の2を、世界中に所在する発行体の株式および/または株式関連の譲渡可能証券および債券である譲渡可能証券に投資する。コンサバティブ型投資先ファンドは、その資産の60%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の100%を上限として債券を保有することができる。グロース型投資先ファンドは、その資産の100%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の60%を上限として債券を保有することができる。投資先ファンドは、当該証券に直接、および/または、投資可能ファンドを通じて投資する。株式および株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式を取得するワラントおよびその他の権利、ADR、EDRおよびGDRを含む。

債券である譲渡可能証券には、固定金利債および変動金利債、優先社債および劣後社債（債券、無担保社債、手形およびコマーシャル・ペーパー等）、モーゲージ証券およびアセットバック証券、CDOおよびCLO、マネーマーケット商品、ブレイディ債およびその他の政府、その機関および付属機関、または中央銀行が発行する債券、転換社債（CoCo債を含む。）およびリバース・レボが含まれるが、これらに限定されない。投資先ファンドは、その純資産の20%を超えて、モーゲージ証券およびアセットバック証券に投資することができない。投資先ファンドのエクスポージャーには、世界中の大型および小型株、新興市場株式、公的不動産およびインフラ投資、インフラストラクチャー、コモディティ、世界中の国債および社債、ハイイールド債、新興市場債を含むがこれらに限定されない伝統的な資産クラス・エクスポージャー、ならびに市場を横断するシステムティックなトレンド・フォロー戦略、オルタナティブ・リスク・プレミアム戦略（エクイティ・ボラティリティ・セリング戦略、FXバリューおよびキャリー戦略、金利リスク・プレミアムおよびキャリー関連戦略を含む。）、マクロおよび/または信用重視の絶対リターン指向またはロング・ショート株式戦略を含むが、これらに限定されない非伝統的なエクスポージャーを含む。

投資顧問会社は、様々な資産クラスおよび商品（「戦術的エクスポージャー」）につき、通常、短期または中期的な市場見通しから導かれる投資判断を用いることを目指す。投資顧問会社は、通常、ETF、金融デリバティブ商品、またはアクティブ投資戦略を利用することで、その戦術的エクスポージャーの実施を目指す。

投資先ファンドは、その純資産の10%を超えて投資可能ファンドに投資することができる。投資先ファンドがその資産の大部分を投資可能ファンドに投資する場合、当該投資可能ファンドによって課される運用報酬の総額は、投資される投資先ファンドの資産の2.5%を超えてはならない。また、投資者は、投資可能ファンドが成功報酬を課すこともあることを認識すべきである。

また、投資先ファンドは、投資方針の一部として、または、ヘッジ目的のために、金融デリバティブ商品を利用することがある。これらには、外国為替先物予約、先物、オプション（持分証券および市場、金利、クレジットおよび通貨に関する）、スワップ（エクイティー・スワップ、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）、およびクレジット・リンク商品が含まれるが、これらに限定されない。金融デリバティブの利用および関連するリスクに関する詳細については、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている。

投資者は、投資先ファンドが金融デリバティブ商品を利用することにより、特に金利、クレジットおよび通貨に対してロングおよびショート純エクスポージャーを生じる可能性があることを認識すべきである。投資顧問会社が用いる投資手法の詳細については、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている。

投資先ファンドはまた、付随的流動資産を保有すること、また例外的および一時的に、当該制限を超えて流動資産を保有することができるが、投資顧問会社が、株主の最善の利益になると判断する場合に限る。

投資顧問会社は、特に、持分証券、市場、金利、クレジット、通貨、コモディティの指数およびその他の認可投資対象に関して、下記表に記載のSFTR手法を用いることがある。投資先ファンドのSFTR手法に対するエクスポージャーは、以下のとおりである（いずれの場合も純資産価額に対する比率で表示）。

（コンサバティブ型投資先ファンド）

取引の種類	通常の場合において、当該取引の元本額は、投資先ファンドの純資産価額に対する下記比率を超えない予定である。*	当該取引の対象となり得る投資先ファンドの資産の元本額は、投資先ファンドの純資産価額の下記比率を上限とすることができる。
トータル・リターン・スワップ	0%	100%
レポ取引（リバーズ・レポを含む）	0%	100%
証券貸付取引	0%	15%

（グロース型投資先ファンド）

取引の種類	通常の場合において、当該取引の元本額は、投資先ファンドの純資産価額に対する下記比率を超えない予定である。*	当該取引の対象となり得る投資先ファンドの資産の元本額は、投資先ファンドの純資産価額の下記比率を上限とすることができる。
トータル・リターン・スワップ	2%	100%
レポ取引（リバーズ・レポを含む）	0%	100%
証券貸付取引	0%	15%

* 特定の状況では、この比率はより高くなる可能性がある。

（後略）

<訂正後>

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -
 ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ
 （コンサバティブ型投資先ファンド）
 ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ
 （グロース型投資先ファンド）

（中略）

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>投資先ファンドは、通常の状況において、その純資産の少なくとも3分の2を、世界中に所在する発行体の株式および/または株式関連の譲渡可能証券および債券である譲渡可能証券に投資する。コンサバティブ型投資先ファンドは、その資産の60%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の95%を上限として債券を保有することができる。グロース型投資先ファンドは、その資産の95%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の60%を上限として債券を保有することができる。</u> ・ 株式と株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式引受権証券等、および預託証券（ADR、EDR、GDR）が含まれる場合がある。 ・ 債券には、固定金利債・変動金利債、優先社債・劣後社債、モーゲージ証券、アセットバック証券、CDO、CLO、マネーマーケット商品、国債・エージェンシー債、転換社債、優先株式、レポが含まれる場合がある。投資先ファンドは、<u>その純資産の20%を超えて、モーゲージ証券およびアセットバック証券に投資することができない。</u> ・ <u>投資先ファンドの投資顧問会社は、様々な資産クラスおよび商品（「戦術的エクスポージャー」）につき、通常、短期または中期的な市場見通しから導かれる投資判断を用いることを目指す。投資先ファンドの投資顧問会社は、通常、ETF、金融デリバティブ商品、またはアクティブ投資戦略を利用することで、その戦術的エクスポージャーの実施を目指す。</u> ・ 各投資先ファンドは、スワップ（株式スワップ、金利スワップ、CDS、ならびにトータル・リターン・スワップを含む。）、先物・オプション（株式や株式市場、金利、クレジットならびに通貨に関するもの）、為替予約、レポを含むがこれらに限られないデリバティブ取引を行うことがある。 ・ 投資先ファンドの投資方針または投資可能ファンドの投資方針の一環として、また投資可能ファンドの一部として株式や債券やその他の市場への投資媒体として投資可能ファンドを保有することがある。 ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。 ・ 投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。
------	--

（後略）